

大田市告示第 39 号

道路の供用の開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の供用を開始したので別紙のとおり告示する。

その関係図面は、大田市役所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 17 日

島根県大田市長 楫野弘和



記

1. 路線名 別紙
2. 供用開始の区間 別紙
3. 供用開始の期日 令和 8 年 3 月 17 日
4. 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場 所 大田市役所建設部土木課
期 間 自 令和 8 年 3 月 17 日
至 令和 8 年 3 月 30 日